

第 708 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 6 月 10 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 それでは、本日の傍聴人をご案内させていただきます。傍聴人は、3名となっております。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方は 16 名でございます。条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をどうぞよろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 708 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明をさせていただきます。

「次第」と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 5 月 13 日から 6 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。5 月 16 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については 5 月 17 日に告示、優良映画については 5 月 21 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリールール講座」を 59 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど、詳細に説明をさせていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、6 月 5 日に出版業界自主規制団体との打ち合わせ会を実施いたしております。本日、諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめてございまして、調査・審議事項の資料に添付をしております。

また、資料 2 ページ、3 ページでは過去 1 年間の不健全図書類の指定実績、また、4 ペー

ジには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対して勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱をしてございます東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の5月分の状況でございます。

令和元年5月までに委嘱しております協力員は803名です。5月の活動者数は45名、調査店舗数は222店舗でございます。

確認する図書類ですが、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、それから「成人向け」などの成人マークつきの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗、こちらについてはございませんでした。表示図書類につきましては、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗、こちらが2店舗ございました。

なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次に、6ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査でございます。指定図書類の取り扱い不適切が3店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。類似図書類につきましては、区分陳列が適切になされていない店舗はございませんでした。

2番目の映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、映像ソフト店において、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、ネットカフェにおきまして、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題がございました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導をいたしてございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動

販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。

①でございます。6月1日現在の区市町村別届け出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は12カ所、設置台数は39台で、先月から変わりはありません。

自動販売機立入調査につきましては実施をいたしておりません。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 説明、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 では、本日の諮問事項についてご説明をいたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1126号でございます。

2ページをご覧ください。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧いただきたいと存じます。こちらに記載されました図書類は、平成31年4月24日から令和元年5月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計134誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定した

ものでございます。

図書名が「愛欲ラッキーホール」、令和元年5月4日に株式会社秋水社より発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、6月5日に自主規制団体から意見を聴取いたしまして、3ページに取りまとめてございます。

当日は16名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が6名でございます。その主な内容でございますが、「男性器、肛門、結合部分には大きい目の修整が施されている。構図にも工夫が見られる。人格を否定する性的行為を連想させる描写はない。後半は器具の使用や擬音、体液描写が激しくなるなど、少々露骨で卑わいな感じを与えている。最終話はページ数こそ少ないものの、他に比べて男性器の修整が甘くなっている。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は7名でございます。その主な内容でございますけれども、「前半は修整などに工夫がある。後半は性的シーンが多く、体液描写、消しが甘い部分、形がわかるものが数ページあり、画角の工夫もなく、ストレートな描写が多い。ただし、何が描いてあるか判然としないため卑わい感は少なく、全編大部分というほどの量でもない。指定非該当」などございました。

なお、保留の方が2名、それから関連会社であるため意見表明なしという方が1名いらっしゃいました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、調査に入っていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員の皆様からご意見をお伺いしてまいります。

では、まず、A委員、よろしくお願いします。

○A委員 自主規制団体の意見を見ましたが、非該当が多くて驚いているのですけれども、やはり器具とかを使用していますし、後半は性交描写が物すごく多くて、卑わい感が強かったです。擬音や体液の描写も多いので、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、I委員、お願いいたします。

○I委員 私も、A委員と同じで、最初、こんなに非該当が多いんだなとちょっとびっくりしました。すごく絵が細かくて、何かもう目がしょぼしょぼするような絵で、しかも後半になると、拘束具や、いろいろ器具を使ったりというのもあるので、私は指定該当ということでお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、山本委員。

○山本委員 全体的に、体液描写とか、男性器の修整といったところが少し甘いと感じておりまして、また、全体的に青少年にとっては、性に関する健全な判断能力の形成といったところで、支障が生じるおそれが高いと考えますので、指定やむなしと考えます。

○会長 ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 全体の性描写が連続して出てくると、絵が精巧なために青少年にかえって悪影響を及ぼすのではないかと考えられますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、B委員。

○B委員 お話自体が性風俗店の内部でのサービスを細かく描いているということ、全編にわたって絡みと体液描写がふんだんに出てくるということで、指定該当でよろしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、E委員。

○E委員 私も、結論としては指定該当です。非該当が多いというのは、余り露骨じゃないと判断したのか、大人だったらこれぐらいはということなのかもしれませんが、青少年健全育成の枠の中で見ると、やっぱりこれは卑わい感が強くて、終わりのほうの器具を使うあたりは、やはり青少年には不適切な内容になりますので指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次に、C委員。

○C委員 ストーリーというか、内容的にはかなり問題があるのかなと思いますけど、今まで審査してきた漫画に比べると、性器の修整等はかなりできているように思いましたが、上から2番目の人の意見にあるように、最終話のおまけの部分は確かに修整の感じが違って、ページ数は少ないですけども、修整が甘くなっている。そういうこともあり、やはり指定したほうがいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、J委員。

○J委員 成人向けの図書だと思います。

○会長 次に、小澤委員。

○小澤委員 全体に擬音等が多く、体液の描写も多く、卑わいな感じの印象を受けましたので、指定該当でお願いします。

○会長 次に、G委員。

○G委員 指定該当だと思います。

○会長 では、H委員。

○H委員 修整の件で、この自主規制団体の聞き取り内容、かなり保留、非該当というご意見が多いですけども、修整したらいいのかという話じゃないと思うんですよね。修整したら卑わいじゃなくなるのか。いや、どう見たって全編、性交シーンの連続で、卑わいです。これは区分陳列でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 指定やむなしということでお願いします。

特に、今もH委員からお話があった、全編を通してという部分ですね、絵のタッチとかでいうと、私個人としては、そんなに卑わい感を感じなかったんですけど、ただ、全編を通して性的な部分が多いというのと、最後のおまけの部分は修整も甘いというところを合わせると指定やむなしかなということでお願いします。

○会長 次に、西尾委員。

○西尾委員 全編、激しい性交シーンが多く、体液描写も激しいということで、指定該当でお

願いたします。

○会長 次に、D委員。

○D委員 この「打ち合わせ会」のメンバーの意見が割れた理由というのは、やはり、ご覧になったらわかりますけれども、このコミックそのものがユーモラスでコミカルに描かれているのと、それであるがゆえの卑わい感が少ないというか、卑わい感がそう感じられないところで、業界の中ではそういうふうに認識しているんでしょう。内容は、筋肉と筋肉がぶつかり合って、何が描いてあるかよくわからないようなシーン、要するに男同士のこういうセックスという部分で考えますと、これはユーモラスだと見る見方が結構あって、それがこの意見の中に出ていると思うんですよね。

ただ、しかし、このユーモラスだけで済むかと言われると、全編、これは性風俗店なんかを中心とした性行為、男同士の性行為の場面ばかりで、区分陳列はやむを得ないと私は思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 最近見てきたものと比べると、比較的緩やかというか、人格否定とか、そういう点ではある程度配慮されているのかなと思われるんですが、やはり卑わい感ということではそのとおりだと思いますので、指定やむなしだと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私ですが、私も区分陳列でお願いしたいと思います。

最初のスタートのところは、これまでいろいろと拝見したものに比べると確かに緩やかだという印象は受けたんですけれども、中盤以降、後半に至りましてはかなり激しい描写が多く、むしろ卑わい感の高いものだと思いますので、全編を通じて指定該当でお願いしたいと思います。

では、以上で、皆様のご意見を伺い、全員、指定でということでございますので、それで答申したいと思います。

1誌指定ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 調査・審議事項の資料の 11 ページをご覧くださいと存じます。

優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載してございます。それぞれの映画が条例施行規則の 1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると推奨することとなる基準となっております。

では、諮問の内容について紹介をいたします。

12 ページをご覧くださいと存じます。諮問第 1125 号でございます。

今回は、2 作品を諮問いたします。

まず、1 作品目でございます。

作品名は、『北の果ての小さな村で』。製作者名は、Geko Films、France 3 Cinema。公開時期は、令和元年 7 月下旬から、シネスイッチ銀座ほかでの公開を予定しております。

2 作品目でございます。

作品名は、『風をつかまえた少年』。製作者名は、「アンドレア・カルダーウッド、ゲイル・イーガンほか」。公開時期は、令和元年 8 月 2 日からヒューマントラストシネマ有楽町ほかでの公開を予定しております。

続きまして、14 ページをご覧くださいと存じます。

対象区分としまして、小学生（高学年）以上。推奨にふさわしい理由につきましては、記載のとおり。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としましては、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号という申請内容となっております。

15 ページをご覧くださいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、下段にございますとおり、対象区分として小学生（高学年）以上、基準としましては、第 2 号、「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものである」、第 3 号、「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものである」、第 4 号、「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものである」、第 6 号、「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものである」に該当するとしてさせていただきます。

続きまして、2 作品目でございます。

17 ページをご覧くださいと存じます。

対象区分でございますが、中学生以上。推奨にふさわしい理由は、記載のとおりでございます。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目といたしましては、第 2 号とい

う申請内容でございます。

18 ページをご覧いただきたいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、下段にございますとおり、該当項目としましては、第 2 号、「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものである」に該当するものとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、二つの映画について、優良映画として推奨に賛成なのか、反対なのか。また、対象区分については、事務局案についてどのようにお考えになるのか。2 作品についての評価をご説明いただきたいと思います。

では、A 委員から、よろしくお願いします。

○A 委員 とてもいい映画だと思います。北極のグリーンランド東部の厳寒の地で、デンマーク語を教えにやってきたお話なんですけれども、そこで言葉も習慣も異なる土地の暮らしに戸惑いを感じながら、なかなかみんなとわかり合えなかった、そのとき、生徒の一人が、連絡もなしに学校を欠席したので、怒るつもりで訪ねただけけれども、おじいさんと犬ぞりで狩りに出かけたとわかった。

おじいさんは、この土地での暮らしの厳しさ、生活として猟師で生計を立てていたわけです。この子供も、自分の運命と向き合おうとしていたわけですね。

でも、そのデンマークから来た先生も、家の農家を継ぐ、迷った末の自分探しの旅なわけですね。先生は、この子供の生き方を一緒に考えようと思うようになったわけです。

自分の生き方と異なる文化を知ることと、命の大切さなどを教えられている映画だと思いますので、推奨でお願いしたいのですが、生きるためにアザラシをさばくところがあったんです。とても刺激的なんですけれども、生きるための大切さについて、子供たちが考えられるのかなと思ひまして、推奨ということでお願いしたいと思います。

対象区分は、小学生の高学年からでよいと思います。

もう一つの『風をつかまえた少年』。これもアフリカの農業で生活を支えている家族のお話なんですけれども、親子の温かい愛を感じました。

干ばつで土地が干上がって作物がとれない。主人公の子供は畑に水を引こうと思いつくんですけれども、お金がなくて学校にも行けない状態だけど、いろんな方法で勉強して、それで結局、風車をつくれれば穀物がとれるということで、みんなにお願いしたわけですね。お父さんからも自転車を借りて、風力発電をやれば水が出るということで、みんなの協力で水が湧き出したわけですね。とても感動いたしました。

ということで、推奨でお願いいたします。

年齢はやっぱり中学生、推奨の該当項目なんですけれども、3番も入れてもいいんじゃないかなと思うんです。青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものというのも入れていいんじゃないかと思います。

○会長 該当項目に3を加えてもよろしいんじゃないかというご意見ですね。

では、次に、I委員、お願いします。

○I委員 最初の『北の果ての小さな村で』という作品ですけれども、これはちょっと私も久しぶりに映画館まで行って見た作品で、非常に暑い日で、中に入って、この映画は北極圏の寒いような映画で、ちょうどよかったなと思いながら見ていたんですけれども、一人の青年、教師とこの子供たちの触れ合いということで、多分、これはイヌイット族だと思うんですけれども、この中で生きるために食料の糧を得るためのさまざまな行動とかも、すごく参考になりましたし、現時点でも、この先生はまだここにとどまって教えているというところだそうなんです。そういう意味で私はすごくいい作品だなと思いました。

対象区分は、小学生の高学年からで大丈夫だと思います。

それから、もう一つの『風をつかまえた少年』、すごくいいお話でした。

この14歳の少年のウィリアムという子が風力発電を思いついて、村の飢餓を救うために風力発電の施設をつくって村を豊かにするということなんですけど、途中でお金が学校に払えなくて、「お金の払えない者は教育を受ける資格がない。早く帰れ。」って先生から言われるところがすごい痛くて、今は当たり前前に教育を受けて勉強できている子供たちの現状を見ると、当たり前過ぎちゃって感謝というものが本当に少なくなっているのかななんて思ったんですけれども、そういった意味で、対象区分の中学生からでも大丈夫だと思います。

この映画のすばらしさというのは、最後に実在の人が出てきますよね。それがまたすごくよくて、やっぱり努力をした結果がこういうふうになっているんだなという、すばらしい内

容でございました。二つとも推奨でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次に、山本委員。

○山本委員 私も、この両編とも推奨相当と考えます。

まず、『北の果ての小さな村で』については、この映画を通じて、人に対する相互理解だとか、あと寛容な心だとか、こういったところが培われると。また、異国の人々、文化に触れることによって、国際理解といったところも深まるんじゃないかと。あと、生命の尊さ、自然愛護といったところも身につく契機になるんじゃないかなというふうに考えております。

一方、『風をつかまえた少年』ですけれども、これについても、人に対する相互理解、寛容さ、あと生命の尊さに加えて、真理の探求だとか、想像力だとか、そういったところが培われると、よい映画じゃないかなというふうに考えております。

『風をつかまえた少年』、これは実話だというふうに聞いているところなんですけれども、この自転車のダイナモを利用して風力発電に使っているわけなんですけれども、このダイナモのこの丈夫さというか、よくこんなに活躍できるなというふうに、そういう面でも感動したところがございます。

あと、対象区分でございすけれども、これは事務局案が適切かと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 まず、『北の果ての小さな村で』ですけれども、ドキュメンタリーとして、教師として赴任をした地で、一方的に知識を与えるというところで、最初、取り組んでいたけれども、地元からはなかなか受け入れてもらえなかった。けれども、求めるものが何なのかというところが、猟師から、猟師になるというところの話を通じて、求めることが何なのかということこの教師が気づき、教え方を改めるというところで非常に感動したところです。

ですので、こちらについて推奨ということをお願いをしたいと思います。

対象区分については、事務局案というところでよろしいかと思えます。

それから、もう一つの『風をつかまえた少年』についてですけれども、「必要は発明の母である」という言葉を思い浮かべました。学ぶということの意味を改めて示すよい映画であるというふうに考えております。

育成に有益とする該当項目については、2番のほか、3番の青少年の人を慈しみ、大切に
する心を育てるもの、また、5番の青少年の思考力、批判力、観察力を養うものとして適切
であると考えられます。

対象区分については、中学生、高校生が対象となっておりますけれども、小学生高学年で
も十分対象となる内容であると考えられますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、B委員。

○B委員 私も、『北の果ての小さな村で』は、圧倒的なグリーンランドの大自然を舞台に子供
たちが大変生き生きと描かれており、先生のアンダースさんが教師として目覚めていく様子
が、大変よく描き出していたなというふうに思います。

後半になると、冒険物語みたいになって、ちょっと授業のシーンがなくなるのが寂し
かったですけれども、問題なく推奨ということでよろしいと思います。

一方、『風をつかまえた少年』ですが、アフリカの大地の農民の苦勞、飢饉であるとか、干
ばつであるとかというところを大変リアルに描いており、その苦難を乗り越えていく少年を
生き生きと描き出していたかと思います。

諦めない心やひらめきを生かしていくことで、大切な、大きな成果を得ることができると
いうことを感動的に描いた作品であり、推奨でよろしいと思います。

両作品とも小学校高学年から推奨でよろしいんじゃないかなと感じました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、E委員。

○E委員 私も、結論としては、この『北の果ての小さな村で』も、『風をつかまえた少年』も、
推奨でお願いしたいと思います。

最初の『北の果ての小さな村で』は、比較的上映時間が短めのほうだったので、もう少し
ほかの生徒とのかかわりとか、祖父母が育てるというあたりをもうちょっと突っ込んでもい
いかなとも思ったんですが、それでも生きていくために、自分のことは自分でやらなければ
ならないという、見つけなければ生きていけないんだという、その辺がとてもひしひし伝わ
ってきましたので、いい作品だと思います。

先生は生徒によっても育てられるし、生徒は先生によっても育てられるというのを実感し

ました。ですから、これは対象区分もこれでよろしいと思いますし、推奨の理由も別紙のとおりで大丈夫だと思います。

『風をつかまえた少年』ですけれども、さっき、I委員がおっしゃったように、やはり勉強するというか、学びの場は本当に思っても得られないんだということをもっと日本ではわかったほうがいいかなというのはしみじみ感じました。やっぱり勉強したくてもできないという人たちがたくさんいるんだというのをもう少しわかってもらったほうがいいな、学べることの幸せを感じたほうがいいなというように思いました。

『風をつかまえた少年』というのは、やはり知識を磨いていくことで、生きていくことに対して、どんな困難も解決できるんだという、何か、学ぶことの結果がうれしいような気がします。

1 作目も先生がまだいらっしゃるという、ここにいるということもとてもほほ笑ましかつたし、ほっとしましたし、温かかったです。

2 作目も最後のほうで当事者が出られたということで、何だか温かい映画だったので、二つとも推奨でお願いいたします。

2 作目のほうの区分もこれでいいと思います。小学生の高学年でいいかなというのも本当はあるんですが、やはり事務局案どおりで大丈夫です。

○会長 次、C委員。

○C委員 私も、両方とも推奨でいいと思います。両方とも、ストーリーも実話をベースにした非常に感動的な話だと思いますけれども、私は、むしろストーリーもさることながら、グリーンランドという場所の、土地の文化というか、テーマはグリーンランドという土地だと僕は思っていたような感じがしました。アフリカのほうも、やはりアフリカという、これは、アフリカってなかなかみんな理解できない、日本人、一番アフリカに対する理解というのはおくれている、アメリカの、アンジェリーナ・ジョリーは絶賛したとありますけれども、なかなかアフリカとか、グリーンランドもそうですけれども、こういう日本人に一番遠い国というか、そこをところを理解してほしい、少しでも理解を近づけてほしいというのが、子供たちには期待したいなと思いました。

両方とも、区分は事務局どおりでいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、J委員。

○J委員 はい。1作品目は見るできませんでした。

2作品目について意見を申し述べます。

およそ万人受けする映画ではないとは思いますが、とはいいながら、万人に一人がこの映画を見て心に火がついて、何か、社会に貢献するようなことができれば、それは素晴らしいことだと思います。

区分対象は、中学生、高校生でよろしいかと存じます。

以上です。

○会長 では、次に、小澤委員。

○小澤委員 2作品とも推奨に値すると思いました。

まず、1作品目の『北の果ての小さな村で』ですが、本当に映画もきれいでしたし、映画によって、ふだん接することのないグリーンランドというところの文化とか、自然環境を知ることができるなと思いました。

青年教師が本当は農家を継がなくちゃいけないと思いながらも、それが嫌で、嫌でというか、逃げるじゃないですけども、一旦、保留にしたまま違う道を選んだ。そこで得るものがあったというところ、人の成長もあると思いますけれども、そういう若い人、これを見た人が、一旦、保留にして違う選択肢を選んだときに、その先でも得られることがあるんだよということを知ってもらうにはいい参考になるのかなと思いました。

『風をつかまえた少年』ですけど、本当に生きていくのがとても過酷な地域がまだあるということを知る機会にもなると思います。本当に、仲間同士で食糧を奪い合ったりというようなことがまだあるんだ、それを打開するために、自分は何ができるかということがすごく描かれていたのかなと思うので、本当に見てもらいたい映画だなと思いました。

対象区分についても、事務局案のとおりかと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、G委員。

○G委員 両作品とも推奨に賛成です。

『北の果ての小さな村で』、それから『風をつかまえた少年』、この両作品とも、非常に厳しい環境の中で生活している姿が描かれていて、この地球上にさまざまな環境で生活している、厳しい環境で生活している子供たちがいっぱいいるんだということを日本の子供たちも

ぜひ知ってもらえればなと思います。ぜひ、この両作品とも見てもらいたいと感じました。

対象区分も事務局案どおりで結構です。

○会長 では、次に、H委員。

○H委員 2作品とも、素晴らしい作品でした。推奨でお願いしたいです。

推奨理由、対象区分は事務局案のとおりで異論はありません。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 2作品とも、推奨でよろしいかと思います。

ただ、1点、ちょっと『風をつかまえた少年』のほうで、族長がリンチされるシーンがちょっと懸念したなど。何歳ぐらいから、その背景が理解できるんだろうなというところは一考しなきゃいけないかなと思ったんですけど、中学生ぐらいになれば、ああいった国があって、自由に発言することもできない、場合によっては、その言葉次第で暴力を受けるようなところもあるということを理解できるのかなということで、対象区分も含めて、推奨ということでもよろしいかと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、西尾委員。

○西尾委員 2作とも、推奨でお願いいたします。

『北の果ての小さな村で』は、グリーンランドの厳しい自然の中で、シンプルに、豊かな生活の営みというのがあるということを知ることができる、いい映画だと思います。

ただ、区分については、このストーリー性が非常にシンプルなので、ちょっと小学生がついていけるかなというところもあって、僕は中学以上にしたいなと思います。

もう一つの『風をつかまえた少年』につきましては、これも同じようなアフリカの過酷な生活の中で、学ぶことの大切さ、ありがたみを本当に実感できるいい映画だと思います。特に、生活上やむにやまれず、やむにやまれぬ必要性から出てくる学ぶ意欲というのが、本当に迫力を感じました。いい映画だと思います。

区分は中学生以上で結構だと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

では、D委員。

○D委員 『北の果ての小さな村で』という作品と、もう一つの『風をつかまえた少年』、両方ともに、皆さんがおっしゃったこと以外でちょっと私が気になったのは、両方とも犬が出てくるんですね。

『風をつかまえた少年』の犬は飢え死にして、墓に埋められる。つまり食べること、命の原点が食べることだということを、埋葬し、墓をつくることで、じゃあ自分はどうやって生きていくかというときに、犬の死と自分の人生というのを象徴化しているような作品です。

もう一つの、『北の果ての小さな村で』は、もちろんストーリーは皆さんおっしゃったような意味での、異文化、イヌイットにデンマークの人が、どうやってコミュニケーションをとっていきかなんですけども、そりを引く犬たちが、必死に生きて、食糧を得るために犬がいないと生きていけないという現実を教えてくれているような気がします。両方ともに、犬が映画の味といいますか、ある種の教訓を与えてくれるような作品になっていると思うんですね。

今の日本とは余りにも違い過ぎる環境なので、この『北の果ての小さな村で』でもそうですし、『風をつかまえた少年』もそうですけれども、両方ともが、やはり環境の違いとか、食生活の違いとか、学ぶことと生きることとの間の落差みたいなものも、今の小学生、中学生、高校生というのがこれを見ることによってどう感じ取るかというのは、ちょっと意味があるなと思いますね。

特に、アフリカのこの残酷な、今の民族や宗教や政治権力の対立で、明日の命もわからないようなところで、食べるために生きていくことの重みというのかな、そういうものを感じさせてくれるし、両方とも、私はぜひ、中学生、高校生に見て、感じてほしいという気がいたしました。推奨いたします。

対象区分も事務局案どおりでお願いします。

○会長 では、最後に、会長代理。

○会長代理 どちらもすばらしい映画だと思います。

最初のこの『北の果ての小さな村で』、これまでもいろいろご意見がありましたように、本当に日本ではちょっと想像もつかないような自然の中での生活、こういう世界もあるんだなということをお子たちに伝えることにもなりますし、異文化を理解することの大切さ、そういうものも伝えられるのではないかと思います。

対象は、小学生以上でいいのではないかと思います。

それから、もう一つの『風をつかまえた少年』のほうですが、こちらもアフリカの、日本人にはなかなか理解できないその世界を知ることができて良いと思います。

この区分、対象については、私も小学生高学年でもどうかなと思ったんですが、小学生には、高学年でもちょっとわかりにくいところもあるでしょうし、今回、二つ映画がありますので、やはり小学生に見て、ぜひ見てもらいたいのはどちらかというところ、『北の果ての小さな村で』ではないかなと思いますので、区分も事務局案どおりで良いと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、私ですが、私もどちらも推奨をしたい映画だと思いました。

『北の果ての小さな村で』は、雄大な自然の景色も素敵でしたし、また、そこの中で異なる文化と生活を理解し、人々が歩み寄るといふ、そこも子供たちには良いと思いました。

対象区分も、小学校高学年でよろしいかなと思います。

それから、もう一つの『風をつかまえた少年』。貧困のために十分な教育が受けられない少年が、一生懸命図書館に通って独学で勉強していく姿には、やはり胸を打たれました。

また、困難があっても、それに向き合って乗り越えていこうとする力というのは、今の青少年にぜひ伝えたいという思いもしました。何人かの方から、該当項目についてもうちょっとつけ加えてもいいんじゃないかというのがございましたけれど、私も、3あるいは5など、困難を乗り越える力、困難に立ち向かって丁寧に実行、実現させていく気力、そんなことを青少年に訴える映画かなというふうに思いました。

では、以上で、皆様のご意見を伺い、全員が推奨でした。区分については、小学校高学年でもいいかというお話が『風をつかまえた少年』にはございましたが、大方の方は事務局案どおりということですので、両方の映画とも事務局案どおりで推奨ということで答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、そのように答申させていただきます。

それでは、ほかに事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

○若年支援課長 資料にお戻りいただきまして、最後のページ、19ページでございます。都民の申し出の5月の処理分でございますが、メールによるものが9件ございました。いずれも不健全図書の指定に関するものでございまして、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申し出ですが、内容等から考えますと、同一の方か

らの申し出と推測されるものでございます。本件についても、前回同様、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しております。

都民の申し出は以上でございます

なお、次回の審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

- 会長 では、本日の調査・審議事項はここで終了でございますが、ここまでの件で、何か、ご質問等はございますか。全体を通してのご質問がございましたら。どうぞ。
- J委員 コンビニでは成人向け図書はもう置いてないんだという話がありますが、私たちが毎月審査をしているこの手の雑誌は、先ほどあった自動販売機の数には本当に限られていて、じゃあ、どこで売っているのかしらとなると、やっぱり書店なのか、それとも、今だとインターネットでも簡単に買えるのかどうか、この件に知見、造詣が深いD委員から、ぜひ教えていただければと思います。
- D委員 書店ではですね、ここでよく話し合われているように区分陳列という形になります。つまり青少年が手に取れないように、取ったとしても、青少年が「それは、あなたの年齢ではだめだ」ということで、成人向けの雑誌コーナーというのがあります。
- 今、成人向け雑誌といった場合には、「禁 18」とか、成人マークがついているものは、雑誌にしる、書籍にしる、これはコンビニでは取り扱っていないんです。
- コンビニで取り扱っている成人向け雑誌というのは、マークのついた雑誌じゃなくて、いわゆるここでいうところの類似図書とかで出てきますけれども、成人向けとして売るのはなくて、一般の人に向けて売っている。週刊誌なんかでも、裸の写真が出ていて、コミックも載っていますけれども、それは成人向けというよりは一般雑誌というんですけれども、そういうものも含めて、そういうものの延長線上に割と大人の人しか買えないような雑誌があるわけですね。それを成人向けといった場合に、出版、雑誌の団体側と、フランチャイズチェーン協会とかと話し合った上で、シール止め誌としてシール止めしてある。しかし、成人マークはついていないんですけれども、これを“成人向け”と言っております。
- それ以外のものもあることはあるんですが、これは業界の中が限定されておりますので、全部をフォローしておるわけじゃないんですけれども、一定程度、表紙をカムフラージュして出したりするようなものが、コンビニの区分陳列された中に置いてあったりしますが、そういうものがほとんど8月末で取り扱いが中止になるということをおっしゃっているんですね。

つまり、もともと、初めから成人向けのマークがついたものは置いてはないということなんです。

一般の書店とインターネットなんですけど、一般の書店では、そういう区分陳列された中に置いてないと、毎回この会で報告されてますが、調査時に「これは区分陳列の対象でしょうと、それを一般の棚に置いてあるのはおかしいでしょう」ということになっちゃうわけです。そういうのは書店としてはだめだということなんです。あと、インターネット上なんですけど、これ、ご覧になったらわかりますけど、インターネットとか、スマホで購入しようと思った場合に、先ほどの BL 雑誌なんかはそうなんですけども、BLの本を買うんじゃなくて、BLの配信された作品をネットで買うんです。自宅のネット、スマホでもいいですけど、スマホとかネットで寝ながら見るというような形をとるんです。この中に、要するに成人しか見られないものを、年齢を偽って、15歳の子が勝手に見ることもなんかはですね、チェック機能がそれほど厳しくないんで、結構、見られている方もいらっしゃることはあります。

しかし一般的には、インターネット上とか、スマホ上のチェックされているもの、このネット専門の配信業者は、ちゃんと年齢制限を設けておいて、画像も一切出てきません。そういう業者ばかりではなくて、闇の業者が、これはまたたくさん海外に拠点を置いていたり、ネットの拠点が海外にあたりするものは、これはチェックできないので、そういうものがあることは、これは間違いありません。

だけど、結局、この会では、インターネット上のことは東京都の範囲を超えちゃうので、これは東京都だけでどうこうすることはできないということで、書店とか、コンビニを中心にした取り扱いになっているわけですね。

以上です。

○会長 よろしいでしょうか。

この件で、ほかにはご意見、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、D委員、ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問がなければ、以上で調査・審議事項を終了いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、これから傍聴人の方が再入室するため、図書名がわかる資料はしまっておきますようお願いいたします。

○若年支援課長 傍聴が1名ふえて4名になるということでございます。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『北の果ての小さな村で』及び『風をつかまえた少年』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は令和元年6月14日(金曜日)推奨映画の公告予定日は、令和元年6月18日(火曜日)プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和元年6月13日(木曜日)となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内をいたします。

次回は令和元年7月8日(月曜日)の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

次回は7月8日でございます。ありがとうございました。

午後4時54分閉会